



平成29年6月12日

各位

会社名 神島化学工業株式会社
 代表者名 代表取締役社長 池田 和夫
 (コード番号: 4026 東証第二部)
 問合せ先 取締役総務部長 小田島 晴夫
 電話 06-6110-1133

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年6月12日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成29年7月21日開催予定の第101回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 経営体制の強化充実を図るため、取締役の員数を10名以内から12名以内に変更するものであります。
- (2) 取締役の経営責任を明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築することを目的に、取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。
- (3) 取締役任期の短縮により、機動的な資本政策及び配当政策を図ることができるようになるため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう変更案のとおり規定を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行の規定を削除するものであります。また、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第7条 (自己の株式の取得) 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	(削除)
第8条～第16条 (条文省略)	第7条～第15条 (現行どおり)
第17条 (取締役の員数) 当社の取締役は <u>10</u> 名以内とする。	第16条 (取締役の員数) 当社の取締役は <u>12</u> 名以内とする。
第18条 (条文省略)	第17条 (現行どおり)
第19条 (取締役の任期) 取締役の任期は選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	第18条 (取締役の任期) 取締役の任期は選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

現行定款	変更案
第20条～第44条 (条文省略)	第19条～第43条 (現行どおり)
(新設)	<u>第44条 (剰余金の配当等の決定機関)</u> <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u>
(新設)	<u>第45条 (剰余金の配当の基準日)</u> <u>当社の期末配当の基準日は、毎年4月30日とする。</u> <u>2 当社の中間配当の基準日は、毎年10月31日とする。</u> <u>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>
<u>第45条 (剰余金の配当)</u> <u>当社の剰余金の配当は毎年4月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</u>	(削除)
<u>第46条 (中間配当)</u> <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年10月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u>	(削除)
第47条 (条文省略)	第46条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日
定款変更の効力発生日

平成29年7月21日
平成29年7月21日

以上